

事 務 連 絡
平成28年12月15日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）
 { 特 別 区 } 結核対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

矯正施設における「結核発生時の対応等について」（情報提供）

日頃より、結核対策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、刑務所等の矯正施設において結核が発生した際に、矯正施設が行うべき対応等について、別添（写）のとおり、法務省矯正局矯正医療管理官及び同補佐から全国の矯正管区・矯正施設あて通知及び事務連絡を発出した旨、当課に連絡がありましたので、参考に情報提供します。

つきましては、矯正施設の所在地を管轄する保健所におかれては、施設との連携体制を引き続きとっていただき、他の保健所におかれても、患者を通じて矯正施設と関わる際には、矯正施設の所在地を管轄する保健所及び矯正施設と協力して患者支援にあたっていただくよう、よろしく申し上げます。